

(件名)

新型コロナウイルス感染症（ホンジュラス：現在の出入国手続き状況等：8月18日）

(ポイント)

- ・ホンジュラス政府は、8月17日より国際線の一部を再開しています。（※下記1参照）
- ・国際線再開後の出入国手続きの詳細をご確認下さい。（※下記2参照）
- ・出入国手続きに、指定されるWEBページより事前の申請が必要です（事前申請（prechequeo））。また、入国に際し、入国72時間前までに取得したPCR検査若しくは簡易検査の陰性証明の提出が求められます。（※下記2（3）、（4）参照）
- ・最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。

(内容)

1 国際線の運航再開状況

(1) ホンジュラス政府は、8月17日（月）より国際線の一部を、国内4ヶ所の主要空港（テグシガルパ、サンペドロスーラ、ラセイバ、ロアタン）で、月曜日から土曜日の午前7時から午後5時まで（※サンペドロスーラのみ午後7時まで）の間のみ再開しました。

(2) 現在、運航している便は、ユナイテッド航空のヒューストン・ホンジュラス間若しくはアメリカン航空のマイアミ・ホンジュラス間です。なお、今後、アトランタ、パナマ、エルサルバドル、マドリード間の運航再開が見込まれています。

2 出入国に関する手続き等

(1) 入国時の必要条件

ア 事前申請（prechequeo）

イ 入国72時間前までに取得したPCR検査若しくは簡易検査の陰性証明の提出

ウ 有効な航空券の提出

エ マスクの着用、ソーシャルディスタンス（1.5メートル）確保の徹底、手指等の消毒

(2) 出国時の必要条件

ア 事前申請 (prechequeo)

イ 有効な航空券の提出

ウ 旅行先の入国条件との適合

エ マスクの着用、ソーシャルディスタンス（1.5メートル）確保の徹底、手指等の消毒

（3）事前申請 (prechequeo)

・移民局は、防疫対策の一環とし乗客の出入国手続きの簡素化を図るため、下記URLより、出入国の事前申請・健康状態等を確認する問診票・ホンジュラス政府が講ずる防疫対策に従う旨の宣誓書・税関手続きの事前申請 (prechequeo) を行う必要があります。

(⇒ <https://prechequeo.inm.gob.hn/>)

（4）PCR検査若しくは簡易検査の陰性証明

・ホンジュラス入国に際し、入国72時間前までに取得したPCR検査若しくは簡易検査（特異度 especificidad/specificity 85%以上、感度 sensibilidad/sensitivity 98%以上）の陰性証明の提出が求められます。

・有効な陰性証明が提出できない場合、国際衛生局（Oficina Sanitaria Internacional）職員の指示に従う必要があります。

（※注：現在、陰性証明を所持していない場合、航空会社で搭乗を拒否されています。）

（5）入国後の行動制限

・ホンジュラス政府から正式な発表はありませんが、入国時、PCR検査若しくは簡易検査の陰性証明を所持していれば、隔離は課せられておりません。

・ただし、陰性証明を提示したとしても、入国時に新型コロナウイルスの症状が確認される場合は、保健省職員の指示に従い隔離等が課せられる場合があります。

（6）補足事項

・空港まで（から）の移動は、その日の航空券を所持していれば、旅行者本人のみ、外出禁止令の行動制限によらず移動できるとしています。

・旅行者を空港に送る場合、認められている車両への乗車は、運転手及び旅行者本人のみです。また、空港敷地内での車両の駐車及び運転手の降車は認められておりません。旅行者を空港に送る場合は、空港出入口前で停車し、旅行者を降車させた後、すぐに立ち去らなければならないと制限されています。なお、例外的に、介助が必要な高齢者、障害者の介助者、未成年の単独旅行に関する手続きをする必要がある場合の同伴者は、空港内の立ち入りが認められていま

す。

・旅行者を空港で迎える場合、認められている車両への乗車は、運転手及び旅行者本人のみです。また、運転手は、空港敷地内に車両を駐車できるも、車両内で待機しなければならないと制限されています。

・全ての空港利用者は、厳格な検疫措置に従う必要があり、マスク（顔を覆うもの）の着用、ソーシャルディスタンス確保の徹底、空港職員の指示に従い検温、手指等消毒が求められます。

・空港内（制限区域を含む）は第0フェーズが適用されています。空港内で営業が許可されているのは、薬局及び銀行のみです。

（7）注意事項

・上記のとおり、ホンジュラスでは、国際線の一部が再開しましたが、渡航先の入国規制・行動制限等については必ずご自身で確認するようにして下さい。

・防疫対策の影響で、今後、搭乗手続きや出入国手続きに相当時間を要する可能性があります。時間に余裕を持った行動をお願いします。（※ホンジュラス政府は、少なくとも3時間前までには空港に到着するようにとしています。）

・現在、航空券は航空会社サイト、旅行代理店等で発券が可能ですが、運航状況は引き続き不安定です。急なキャンセルに遭遇した場合に備え、すぐに振替手続き等ができるよう旅行代理店を通じての購入をお勧めします。

・現在、ホンジュラス政府が課す出入国時の必要手続き、入国後の措置等は、未発表若しくは未確定の部分も多く流動的です。出入国を検討されている方は、当館まで最新の情報を確認するようにして下さい。

3 ホンジュラス国内における感染状況（8月18日午後4時現在）

（1）感染症危険情報

現在、ホンジュラス全土に対して、感染症危険情報「レベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））」が発令されています。

（2）国内の感染状況

累計感染者数：50,995名

累計死亡者数：1,583名

（3）県別の感染状況（確定症例／死亡者数）

コルテス県（17,511例／580名）、フランシスコモラサン県（15,819例／501名）、ジョロ県（2,931例／22名）、アトランティダ県（2,815例／57名）、チオルテカ県（1,624例／50名）、コロン県（1,401例／52名）、エルパライスン県（1,352例／55名）、

バジェ県（1, 310例／26名）、サンタバルバラ県（1, 176例／33名）、コマヤグア県（1, 083例／59名）、オランチョ県（837例／53名）、ラパス県（730例／24名）、グラシアスアディオス（632例／13名）、コパン県（524例／28名）、インティブカ県（444例／11名）、オコテペケ県（362例／8名）、バイーア諸島（262例／3名）、レンピラ県（182例／8名）

4 お問い合わせ

（1）感染予防対策

ホンジュラスにおいても新型コロナウイルスの感染が蔓延しています。感染を防ぐために、手洗いや咳エチケットの励行、人と挨拶する際の接触を避ける、人混みを避ける等予防対策をお願いします。

（2）情報収集

新型コロナウイルスに関するホンジュラス政府の対応策は流動的です。日々更新される対応策について最新の情報を正確に入手するように努めて下さい。また、周辺国でも、国籍を問わず全ての外国人（日本人を含む。）を入国禁止措置の対象としている場合等が多く、各国とも入国措置を強化しています。日々、感染状況を注視しつつ、ホンジュラスや周辺国の入国・行動制限の有無、利用する航空会社の運航状況等最新の情報を入手するよう努めて下さい。

（3）在留届・たびレジの登録

今後、さらに状況が悪化した場合に備え、在留邦人・渡航者の皆様の安全確認や必要な情報提供等のための連絡が迅速に行えるように、在留届の提出・たびレジの登録をお願いします。また、お知り合いの方等で、ホンジュラス国内に滞在中であるにもかかわらず在留届の提出やたびレジの登録をしていない方をご存じでしたら、提出・登録を勧奨していただくとともに、当館までご連絡下さい。

○在留届は、オンラインでも届出可能です。

(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

○渡航先における情報を迅速に入手するためにも、「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記のリンクから訪問先の「たびレジ」登録をよろしく願いいたします。

(⇒ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

5 参考ウェブサイト

(1) ホンジュラスにおける新型コロナウイルス感染症情報

○ホンジュラス政府発表HP

<http://www.covid19honduras.org/>

○ホンジュラス保健省HP

<http://www.salud.gob.hn/site/>

○ホンジュラス労働省HP

<http://www.trabajo.gob.hn/>

○ホンジュラス国家警察HP (通行許可証 (salvoconducto) 申請サイト)

www.serviciospoliciales.gob.hn

○在ホンジュラス日本国大使館HP

https://www.hn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(2) 新型コロナウイルス感染症に関する日本の取組等

○新型コロナウイルス感染症対策本部：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

○首相官邸HP

<https://www.kantei.go.jp/>

○査証の制限についてのご案内 (外務省HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

○日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省HP (新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(3) 日本到着時の検疫手続きについて

○ダイジェスト版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618379.pdf>

○厚生労働省HP「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

(4) 参考

○世界保健機関（WHO）HP

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports>